平成２４年（フ）第７９２号
千葉市中央区椿森３丁目14番７号
債務者　岡田　勝男
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９３号
千葉県船橋市日の出１丁目４番５号
債務者　秋本　記代
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０１号
千葉県市原市辰巳台西４丁目13番地１　ウッドランド辰巳台Ｂ14―４
債務者　小高　卓子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０７号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地９棟303号
債務者　長谷川伸介
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０８号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地９棟303号
債務者　長谷川文江
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３６号
千葉県浦安市堀江４丁目33番７―106号　Ｍマンション
債務者　後藤　博之
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５０号
千葉県習志野市屋敷４丁目２番７―202号
債務者　高橋三津子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
長崎県長崎市鳴滝１丁目21番26号コーポ藤302号
債務者　六倉　秀信
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
長崎県長崎市桜木町６番93―104号
債務者　福田　義秀
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
長崎県長崎市大手１丁目17番４号
債務者　森内　初子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
仙台市太白区長町８丁目20番８号　板橋アパート１
債務者　伊澤　順子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
仙台市若林区沖野２丁目23番24号
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
仙台市太白区緑ケ丘４－１―16　ロフティグリーンヒルズⅢＢ208、住民票上の住所仙台市太白区緑ケ丘３丁目25番６号
債務者　菊地　繁男
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
仙台市宮城野区安養寺２丁目24番１号　あけの星荘302
債務者　早坂　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
仙台市太白区大野田２丁目８番11―205号
債務者　我妻とき子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ｂ10棟28
債務者　佐藤　重治
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
秋田市楢山南中町６番49号アーバンハイツ登町208号
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部